

[事案 26-89] 転換契約無効請求

・平成 26 年 12 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

契約転換した際、募集人による説明が不十分だったことを理由に、転換後契約を取消し、転換前契約に戻すことを求めて、申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 4 月、主契約の保険料払込みが既に満了しており、医療特約の保険料だけ毎年払いしていた終身保険について分割転換を勧められ、同終身保険の一部を利率変動型積立保険に転換した。

しかしながら、以下の点についての説明がなかったので、分割転換手続を無効とし、転換前契約に戻してほしい。

- (1) 募集人より、「お金を自由に使えるようにする手続きである」と勧誘され、既契約の保障内容や保険料を変更する意向はなかったが、分割転換手続により保障内容や保険料が変わることの説明がなかった。(主張①)
- (2) 転換後契約について、自由に使えるお金の引出時に手数料が発生することや積立金が取崩され保険料に充当されることの説明がなかった。(主張②)

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書や転換比較表等を用いて、転換後契約の内容等を説明したうえで申込書を取り付けており、積立金の取崩しについては、申込時に申立人に説明をしており、募集人に不正話法または虚偽説明はない。
- (2) 申立人が錯誤に陥っていたとしても、申立人には重大な過失がある。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張を、主張①および主張②の説明がなされなかったことから、これらについて誤信して本転換手続を行ったとして、錯誤による無効（民法 95 条）を主張するものと判断する。

2. 主張①について

- (1) 申立人は、勧誘時に何の資料も見なかったことは覚えているが、募集人の説明については記憶にないと供述する。しかし、本件において特段の事情は認められないので、一般的な保険の勧誘方法どおり、募集人が設計書を用いたことが推認でき、保障内容や保険料が変更になること等の設計書から容易に理解できる事項について、募集人が異なる説明をしたと認める事情はないので、申立人を錯誤させるような説明があったとは認められない。
- (2) 申立人に、お金を自由に使えるための手続きであると誤解し錯誤があり、それが要素の錯誤であったとしても、申立人が作成した申込書、告知書、勧誘に使用されたと認められる

設計書の記載内容からすると、本件は、お金を自由に使える手続きではなく、新たな保険契約の締結であることが容易に理解できたといえ、申立人は錯誤に陥ったことについて重大な過失があったといわざるを得ず、錯誤による無効を認めることはできない。

3. 主張②について

申立人において、積立金の引き出しには手数料を必要とせず、また、定期取崩保険料がないと誤解し錯誤があり、それが要素の錯誤であったとしても、手数料については、勧誘に使用されたと認められる設計書の記載内容から、定期取崩保険料については、契約申込書訂正の申込みを行っていることから容易に理解できたといえ、申立人は錯誤に陥ったことについて重大な過失があったといわざるを得ず、錯誤による無効を認めることはできない。